

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「株主・顧客・社員並びに社会の信頼に応える公明正大・自主独立の事業経営を行い、HIMACS の責任と義務を全うする」ことを経営理念の中核とし、事業運営に取り組んでまいりました。

また、コーポレートガバナンス・コードの原則を踏まえ、当社は企業の持続的な成長・発展に向け、透明性が高く効率的な経営の実現とステークホルダー等との会話を通じ、公平で迅速かつ正確な情報提供に努め、コーポレートガバナンスの更なる充実が重要な経営課題と認識し継続的に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使や招集通知の英訳】

現在、当社株式を所有する海外投資家の所有比率及び株主数比率は、相対的に低い状況にあります。つきましては、当該比率が相当程度まで高まった段階で、議決権の電子行使や招集通知等の英訳を進めることといたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

(1) 政策保有に関する方針

取引先等の株式を保有することにより、基本的には、中長期的な関係維持又は取引拡大或いはシナジー創出等に有効であるもの、その他政策的な理由から必要と判断されるものを対象として、株式を保有することを基本方針としております。

この方針に基づき主要な保有株式について、毎年、取締役会で保有する合理性を検証することとしております。

(2) 議決権行使の基準

保有先企業の中長期的な企業価値の向上に資するものか否かを総合的に判断し、議決権を行使いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役の競業取引及び利益相反取引は、取締役会での決議事項としております。

取締役及び監査役については、本人及び近親者、本人が兼務している法人等、本人及び近親者が議決権の過半数を所有している法人等の関連当事者との取引について、定期的に取引の有無を把握しております。

また、関連当事者と取引を行う場合、個別にその妥当性を確認することとしております。

なお、現在、当社には取締役の競業取引及び利益相反取引は、ございません。

【原則3-1 情報開示の充実】

原則3-1(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

(1) 経営理念等

当社ホームページ(<https://www.himacs.jp/company/idea/index.html>)に掲載しております。

(2) 経営戦略、経営計画

当社ホームページ(<https://www.himacs.jp/service/reform/index.html>)に掲載しております。

原則3-1(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当報告書「1-1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

原則3-1(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

社内取締役の報酬は、職務執行の対価として株主総会で決議された報酬限度額範囲で月次定額で支払われる「基本報酬」と、業績の対価として株主総会の承認を経て支払われる「取締役賞与」があります。また、「基本報酬」のうち一定額を役員持株会に拠出して、当社株式を購入することとし、取得した株式は、原則として取締役在任期間中保有することとしております。

社外取締役については、業績との連動は行わず、「基本報酬」のみを支給することとしております。

取締役の報酬については、透明性・公正性を確保する観点から、「役員報酬規程」に基づき社外役員を半数以上とする任意の報酬委員会からの提案により、取締役会で協議の上、決定することとしております。

原則3-1(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営幹部の選任、取締役候補者の指名につきましては、迅速かつ的確な意思決定や知識・経験・能力等のバランスを考慮し、総合的に検討しております。

また、監査役候補者の指名につきましては、財務・会計に関する知見及び当社事業分野の知識など企業経営に関する多様な視点を確保するよう検討しております。この方針に基づき、社内取締役が人選を行い、透明性を確保する観点から社外取締役及び監査役に対して選任理由の説明を行い、助言を踏まえた上で、取締役会にて決定することとしております。

原則3-1(5) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

取締役・監査役候補の選任理由は、株主総会招集通知の株主総会参考書類に記載しております。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、「取締役会規則」を定め、法令に基づき取締役会による決議が必要な事項の他、主に内部統制やリスク管理等その重要性を鑑み取締役会における審議・決議が妥当であると判断した事項を明確にしております。

取締役会が決定した経営の基本方針と戦略に則った、業務の実行計画の策定と執行を経営陣に委任しております。また、「決裁規則」及び「職

務権限規則」を定め、経営陣が遂行できる範囲を明確にしております。

【原則4－8 独立社外取締役の有効な活用】

現在、当社の独立社外取締役は2名であります。
なお、両名とも経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営に対する適切な監督をしていただけると期待しております。

【原則4－9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当報告書「2－1. 機関構成・組織運営等に係る事項【独立役員関係】」に記載のとおりです。

【補充原則4－11－1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社は、取締役会の構成について知識・経験・能力及び意見の多様性を踏まえ、かつ迅速な意思決定が出来る規模を考慮して選任しております。
当社の取締役会は、迅速な意思決定を行っていく規模として、適切であると考えております。また、全員が当社の業界における豊富な知識・経験を有しております。なお、取締役7名の内、当社出身者は3名であり、外部からの多様な視点を当社の経営に反映できる体制を構築しております。

【補充原則4－11－2 取締役・監査役の兼任状況】

事業報告及び株主総会参考書類に、各取締役及び監査役の他の上場会社等との重要な兼務状況を開示しております。また、社外取締役・社外監査役の当社取締役会への出席状況等を事業報告書に記載しております。

【補充原則4－11－3 取締役会全体の実効性について分析・評価】

当社は、全取締役及び全監査役に対し、取締役会の構成及び運営並びに審議の状況、支援体制などにつきアンケートを実施いたしました。このアンケート結果を基に、社外取締役及び監査役が取締役会全体の実効性について議論し、分析・評価いたしました。
その結果、当社取締役会は、社外取締役及び監査役から積極的な意見・提言など活発な議論がなされていること、また、その意見・提言は、取締役会の決議及び業務執行に反映されていることを確認いたしました。なお、中長期的な成長に向けた経営戦略や経営課題について、より踏み込んだ論点の絞り込みや、審議をより効率化させるための資料作成に取り組むことが必要であると認識いたしました。
当社取締役会は、この分析・評価を踏まえ、取締役会の実効性を更に高めてまいります。

【補充原則4－14－2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社の取締役及び監査役は、当社の業界の特性や事業・財務等に関する幅広い知識を有している方及び必要な知識の習得など常に自己研鑽に努めることが出来る方を選任しております。
当社は、新任の社外役員を迎えるに際して、当社の会社概要・業績動向及び経営理念などの説明を就任前に実施しております。
また、当社は、自己研鑽の機会として各種セミナー情報を提供し、その費用の支援を行っております。

【原則5－1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、IR担当役員を選任すると共に、総務部をIR担当部署としております。
IR活動に必要な情報を財務部や営業など関連部署から収集し、総務部で取り纏めております。
また、決算説明会は半期に1度開催し、代表取締役社長から直近の業績動向や課題への取組内容及び進捗等を説明しております。その説明会の内容は、当社ホームページ等から動画配信しており、株主や投資家の皆様にも公平な情報開示に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ハイマックス社員持株会	364,723	5.87
前田 真也	356,858	5.74
株式会社前田計画研究所	312,496	5.03
山本 昌平	277,080	4.46
株式会社野村総合研究所	237,600	3.82
株式会社三菱東京UFJ 銀行	219,600	3.53
日本生命保険相互会社	176,200	2.83
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	150,000	2.41
富国生命保険相互会社	140,400	2.26
株式会社みずほ銀行	140,000	2.25

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
堀越 政美	他の会社の出身者								△			
舘野 修二	他の会社の出身者					○						
角 宏幸	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
堀越 政美	○	社外取締役 堀越政美氏はエヌ・ティ・ティ・データグループの元役員(平成21年6月退任)であります。同社グループと当社グループとの間には、年間518百万円(平成29年3月期実績)の取引が存在しております。当社及び当社子会社での勤務経験はありません。当社の独立役員です。	経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営に対する適切な監督を通じ、中長期的な企業価値の向上に寄与するものと考えております。また、同氏は、当社グループの取引先の元役員であります。が、平成21年6月に退任され相当の期間が経過していること及び親会社や兄弟会社、主要な取引先、主要株主の出身者でないことから、独立性・中立性は確保されております。

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
青木 勝彦	○	社外監査役 青木勝彦氏は株式会社日立システムエンジニアリング(現株式会社日立ソリューションズ)の元役員(平成18年6月退任)であります。同社と当社グループとの間には、年間132百万円(平成29年3月期実績)の取引が存在しております。当社及び当社子会社での勤務経験はありません。当社の独立役員です。	これまでの取締役及び監査役の経験と幅広い見識により、特に財務及び会計に関する知見を有し、その観点からの経営監視が得られると考えております。 また、同氏は、当社グループの取引先の元役員であります。平成18年6月に退任され相当の期間が経過していること及び親会社や兄弟会社、主要な取引先、主要株主の出身者でないことから、独立性・中立性は確保されております。
山本 章治	○	社外監査役 山本章治氏は日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社(現株式会社日立ソリューションズ)の元役員(平成22年3月退任)であります。同社と当社グループとの間には、年間132百万円(平成29年3月期実績)の取引が存在しております。当社及び当社子会社での勤務経験はありません。当社の独立役員です。	当社と同じ業界の企業の要職を歴任されており、業務内容及び当業界に精通していることから、その経験と幅広い見識からの経営監視が得られると考えております。 また、同氏は、当社グループの取引先の元役員であります。平成22年3月に退任され相当の期間が経過していること及び親会社や兄弟会社、主要な取引先、主要株主の出身者でないことから、独立性・中立性は確保されております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

- 独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。当社の「独立役員の独立性判断基準」は、次のとおりです。
 社外役員が以下のいずれにも該当しない場合、取締役会等にて独立役員としての独立性を有するものとみなす。
- (1) 最近1年間に於いて、当社グループを主要取引先とする者又はその業務執行者
 当社グループを主要取引先とする者とは、当社グループに対して製品又はサービス等を提供する取引先であって、事業年度における取引高が取引先の連結売上高(又は売上高)の2%を超える者をいう。
 - (2) 最近1年間に於いて、当社グループの主要取引先又はその業務執行者
 当社グループの主要取引先とは、当社グループが製品又はサービス等を提供している取引先であって、事業年度における取引高が連結売上高の2%を超える者をいう。
 - (3) 最近1年間に於いて、当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者)
 多額の金銭とは、役員報酬以外に事業年度につき1,000万円を超える財産をいう。
 - (4) 以下に掲げる者の近親者
 近親者とは、配偶者及び二親等内の親族若しくは同居の親族をいう。
 - a. (1)から(3)においては、重要な業務執行者
 重要な業務執行者とは、部長クラス以上の者をいう。以下同じ。
 - b. 子会社の重要な業務執行者
 - (5) 最近10年間に於いて、当社グループの業務執行者
 - (6) 最近1年間の連結事業年度末において、実質的に当社グループの議決権10%以上の株式を保有する主要株主である者。(当該主要株主が法人等の団体の場合、取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員、又は支配人その他の使用人)

(7)前各号の定めにかかわらず、その他、当社グループと利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

社内取締役の報酬は、職務執行の対価として株主総会で決議された報酬限度額範囲で月次定額で支払われる「基本報酬」と、業績の対価として株主総会の承認を経て支払われる「取締役賞与」があります。また、「基本報酬」のうち一定額を役員持株会に拠出して、当社株式を購入することとし、取得した株式は、原則として取締役在任期間中保有することとしております。

社外取締役については、業績との連動は行わず、「基本報酬」のみを支給することとしております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

平成29年3月期における取締役の報酬は、取締役6名に対して91百万円、うち社外取締役2名に対して7百万円であります。なお、報酬等の総額が1億円以上である役員はおりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

社内取締役の報酬は、職務執行の対価として株主総会で決議された報酬限度額範囲で月次定額で支払われる「基本報酬」と、業績の対価として株主総会の承認を経て支払われる「取締役賞与」があります。また、「基本報酬」のうち一定額を役員持株会に拠出して、当社株式を購入することとし、取得した株式は、原則として取締役在任期間中保有することとしております。

社外取締役については、業績との連動は行わず、「基本報酬」のみを支給することとしております。

取締役の報酬については、透明性・公正性を確保する観点から、「役員報酬規程」に基づき社外役員を半数以上とする任意の報酬委員会からの提案により、取締役会で協議の上、決定することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役には、社内の重要会議で審議・報告された資料が配布されております。

社外監査役には、社内の重要会議で審議・報告された重要な事項については、常勤監査役より随時報告されております。

取締役会資料は、全取締役及び監査役に事前配布され、充実した会議の運営に努めております。また、必要に応じ、事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置き、また、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各部門の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るため執行役員制度を導入しております。

(1)当社の取締役は社外取締役3名を含む7名であり、取締役の任期は、株主の取締役に対する信任投票の機会を増やすため、1年としております。

取締役の候補者指名は取締役会決議としております。

「取締役会」は月1回以上開催し、臨時の取締役会には必要に応じて随時開催しております。監査役も出席して議論することにより経営の監督機能の強化を図っております。

取締役の報酬は、株主総会で承認された額の範囲内で取締役会決議としております。

また、当社の監査役は社外監査役2名を含む4名であります。監査役の候補者指名は監査役会の同意を得て取締役会決議としております。「監査役会」は月1回以上開催し、臨時の監査役会には必要に応じて随時開催しております。監査役の報酬は、株主総会で承認された額の範囲内で監査役の協議によって定めております。

(2)当社は、執行役員制度を導入し、取締役会による経営の意思決定及び業務執行の監督と執行役員による業務執行に役割を分離し、意思決定の迅速化と責任の明確化を図っております。

経営執行会議は月1回以上開催し、社内取締役及び執行役員9名（うち女性は1名）、子会社役員1名が出席して取締役会が決定した経営の基本方針と戦略に則り、業務の実行計画の策定と執行を行っております。なお、議題等の重要性に応じて適宜、常勤監査役が出席しております。

(3)部門長連絡会は、日常の業務執行の統制及び管理を行うため毎月1回開催しております。当連絡会は、社内取締役及び執行役員、部門長、子会社役員で構成しております。なお、議題等の重要性に応じて適宜、常勤監査役が出席しております。

(4)各監査役は取締役の職務の執行状況を監査し、監査役会において報告、協議または決議を行い、必要に応じて取締役会に報告しております。

また、会計監査人、監査室と連携を図り監査の実効性が上がるよう努めております。

内部監査は、代表取締役社長に直属の監査室を置き、業務監査を実施しております。室員は3名であり、監査結果は代表取締役社長に直接報告され、その後の改善状況を随時フォローするとともに、監査役にも定期的に報告する等、監査役監査との連携を図っております。

(5)当社は、会計監査を有限責任監査法人トーマツに依頼しており、監査契約のもと会社法監査及び金融商品取引法監査を受けております。

(6)コンプライアンス委員会は、委員長を社長とし、委員は関連部門長で構成され、事務局は総務部が務めております。当委員会は、月1回開催され、法令順守状況のチェックを行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役7名の内、社外取締役は3名であります。

社外取締役 堀越 政美氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営に対する適切な監督を通じ、中長期的な企業価値の向上に寄与するものと考えております。

また、社外取締役 館野 修二氏は、当社と同業界の企業の要職を歴任されており、その専門的知識と幅広い実績に基づき、当社の経営に対する適切な監督を通じ、中長期的な企業価値の向上に寄与するものと考えております。

また、社外取締役 角 宏幸氏は、当社と同業界の企業の要職を歴任されており、特に金融業界における専門的知識と高い見識を有しており、客観的・専門的知識から、当社の経営に対する適切な監督・助言が得られると考えております。

当社の監査役4名の内、社外監査役は2名であります。

社外監査役 青木 勝彦氏は、これまでの取締役及び監査役の経験と幅広い見識により、特に財務及び会計に関する知見を有し、その観点からの経営監視が得られると考えております。

また、社外監査役 山本 章治氏は、当社と同じ業界の企業の要職を歴任されており、業務内容及び当業界に精通していることから、その経験と幅広い見識からの経営監視が得られると考えております。

現体制において、今後もコーポレート・ガバナンスの向上が図れると考えており、監査役設置会社を採用することといたしました。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日より概ね1週間早く定時株主総会を開催しております。
その他	株主総会の招集通知及び決議通知並びに臨時報告書を当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	金融商品取引法等の関連諸法令及び東京証券取引所が定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に則り、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を行うことはもとより、適時開示規則に該当しない情報についても投資者の投資判断に役立つ情報を可能な限り迅速かつ公平に開示することを基本方針といたします。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会を開催しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回開催し、代表取締役社長より説明しております。説明会の内容は、当社ホームページより動画配信しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	「決算短信」、「決算説明会資料」、「有価証券報告書」及び「四半期報告書」並びに「決算のご報告」などIR資料を掲載。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署は総務部。IR担当役員は執行役員 石川 純一、IR事務連絡責任者は、総務部長 岩井 克志。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「株主・顧客・社員並びに社会の信頼に応える公明正大・自主独立の経営を行う」と当社の社内規則である「取締役行動規範」に規定
環境保全活動、CSR活動等の実施	・地域社会への貢献の観点から「横浜市 水のふるさと道志の森基金」の活動に賛同し、ボランティア参加を含め活動をサポートしています。 ・災害対策用の備蓄食料品の一部をフードバンクへ寄贈しています。 ・「横浜サンタプロジェクト」に協賛し、また、当社社員が「清掃サンタ」となって横浜のみならずみらい地区を清掃するボランティア活動に参加しています。 ・環境省が展開する気候変動キャンペーン「Fun to Share」へ、当社は賛同し、クールビス及びウォームビスの推進によるエアコンの適温設定やグリーン購入の推進など、豊かな低炭素社会づくりに向け取り組んでおります。 ・エコキャップ回収活動に継続して取り組んでいます。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「当社の利益を損なう可能性ある場合を除き、社会に対して当社の事業運営上の情報を自主的に開示する」と当社の社内規則である「取締役行動規範」に規定
その他	当社の執行役員は9名です。内、1名が女性です。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1)「取締役会行動規範」に則り、株主・顧客・社員並びに社会の信頼に応える公明正大・自主独立の事業経営を行う。また、内部統制に必要な体制を整備し、法令並びに諸規則を遵守する。
 - (2)「ハイマックス企業行動基準」に従い、法と正しい企業倫理に基づき行動し、豊かな社会を実現するよう、全役職員に周知徹底する。
 - (3)コンプライアンス委員会を設置し、法令遵守の指導及び監視などを行う。
 - (4)内部統制推進委員会を設置し、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適正な提出に向け、財務報告に係る内部統制の整備を行う。また、継続した運用、評価及び有効性向上のための取り組みを行う。
 - (5)監査室は、業務について適法性、妥当性の観点から内部監査を行う。
 - (6)法令上疑義のある行為などに関する相談または通報の適正な処理の仕組みとして「内部通報規則」を定め、法令遵守の実効性を高める。
 - (7)反社会的勢力との一切の関係を遮断することを基本方針とし、担当部署を設け有事の際には外部専門機関及び法律の専門家に速やかに報告・相談できる体制を構築する。
 2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1)取締役の職務の執行に係る情報の保存方法及び保存期限などは、「文書保存規則」に従い管理する。
 - (2)必要に応じて、取締役、監査役、会計監査人などが閲覧可能な状態を維持する。
 3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1)事業活動に伴う損失の危険の管理に関しては、各取締役及び執行役員が自己の分掌範囲について、規則に従い、取締役会及び経営執行会議で審議し、また、必要に応じて専門性をもった委員会を設置するなど、事前に損失の危険の回避または最小化を図る。
 - (2)緊急かつ重大な損失の危険が発生した場合は、「危機管理規則」に基づき、社長を本部長とする対策本部を設置し、速やかに必要な対応を図る。
 4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1)執行役員制度を導入し、取締役会による経営の意思決定及び業務遂行の監督と、執行役員による業務執行に役割を分離し、意思決定の迅速化と責任の明確化を図る。
 - (2)取締役会は月1回以上開催し、監査役も出席して議論することにより経営の監督機能の強化を図る。また、業務の効率性及び正確性を高めるため、分掌及び決裁の基準などを明確に定める。
 - (3)経営執行会議は月1回以上開催し、業務執行取締役及び執行役員などが出席して取締役会の決定した経営の基本方針と戦略に則り、業務の実行計画の策定と執行を行う。また、業務執行取締役以外の取締役及び常勤監査役には、本会議資料が提供され、必要に応じて出席する。
 - (4)部門長連絡会を月1回開催し、業務執行取締役及び執行役員並びに部門長が出席して業務執行の統制及び管理を行う。
 5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - (1)子会社の管掌取締役を選任し、「子会社および関連会社管理規則」に従い、事業運営の監督・指導を行う。また、経営上重要な事項を決定する場合は、当該規則に基づき、当社への事前協議などが行われる体制を構築する。
 - (2)部門長連絡会には子会社の代表者も出席して、業務の進捗状況などの報告・審議を行い、適切な対応を図る。
 - ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1)子会社に緊急かつ重大な損失の危険が発生した場合は、「危機管理規則」に基づき、社長を本部長とする対策本部を設置し、速やかに必要な対応を図る。
 - ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1)当社グループの中期経営計画を策定し、当該計画の方針に従い年度計画を定める。
 - (2)子会社の財務・経理業務を当社が受託し、迅速な当社グループの経営数値などの把握を図る。
 - ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1)子会社は、当社と同様の「取締役会行動規範」を定め、株主・顧客・社員並びに社会の信頼に応える公明正大・自主独立の事業経営を行う。
 - (2)コンプライアンス委員会には子会社の取締役も出席して、当社グループの法令遵守の指導及び監視などを行う。
 - (3)内部統制推進委員会には子会社の取締役も出席して、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備を行う。
 - (4)監査室は、子会社に対して、業務について適法性、妥当性の観点から内部監査を行う。
 - (5)法令遵守の実効性を高めるため、当社グループの内部通報制度を整備する。
6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
 - (1)監査役の業務を補助するための適切な人材を配置する。
 - (2)監査役の職務を補助すべき使用人の任命、異動、評価などの決定については、監査役の事前の同意を得ることとする。
 - (3)監査役の職務を補助すべき使用人には、監査役の指示による調査の権限を認める。
7. 当社の監査役への報告に関する体制
 - イ. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
 - (1)取締役及び使用人は、取締役会または経営執行会議などにおいて、随時その業務の執行状況を監査役に報告する。また、監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - (2)取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、または、職務執行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実などを発見した場合は、速やかに監査役に報告する。
 - (3)監査室は、「内部通報規則」による通報の状況を定期的に報告する。
 - ロ. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
 - (1)監査役は必要に応じて子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - (2)当社グループの取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、または、職務執行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実などを発見した場合は、速やかに監査役に報告する。
 - (3)監査室は、当社グループの「内部通報規則」による通報の状況を定期的に監査役に報告する。

8. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1)当社は、監査役へ報告をしたことを理由として当社グループの役職員に対し、不利益となる取扱いを行わない。

(2)当社グループの「内部通報規則」において、当該通報をしたことを理由として通報者を解雇その他いかなる不利益な取扱いも行わない旨を明記している。

9. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(1)当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用に対し、予算枠を設ける。

(2)監査役が必要に応じ会計監査人・弁護士などの外部専門家に相談する場合、その費用を負担する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)代表取締役と定期的な会合を通じ、相互認識を深める。

(2)会計監査人とは、監査計画の報告を受け、監査立会い及び適時に意見や情報の交換を実施するなどの連携を行う。

(3)監査室とは、緊密な連携を保ち監査の効率を高める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社創業の理念である「公明正大」「自主独立」の下、「ハイマックス企業行動基準」を定め、法と正しい企業倫理に基づき行動し、豊かな社会を実現することとしております。そのために反社会的勢力との一切の関係を遮断し、排除することとして、「反社会的勢力排除に向けた規則」にて次のような基本方針を定めております。

(1)反社会的勢力との関係を一切持たない。

(2)反社会的勢力による被害を防止するために、警察・弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応する。

(3)反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行う。

(4)反社会的勢力への資金提供や裏取引を行わない。

(5)反社会的勢力の不当要求に対応する役員及び社員等の安全を確保する。

2. その整備状況

反社会的勢力排除に向けた体制と役割として、総責任者を社長、対応責任者を管理本部長とし、主管部署を総務部に置きコンプライアンス委員会にて、反社会的勢力との関係を未然に防止する様努めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. コーポレート・ガバナンスの体制は、別添1の通りです。

2. 適時開示体制の概要

(1) 開示に関する基本的な考え方

当社は、金融商品取引法等の関連諸法令及び東京証券取引所が定める「有価証券上場規程及び同規定施行規則に定める適時開示等に関する規則（以下「適時開示規則」）」に則り、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を行うことはもとより、適時開示規則等に該当しない情報についても投資者の投資判断に役立つ情報を可能な限り迅速かつ公平に開示することを、基本方針としております。

(2) 社内体制の状況

イ. 定例の「取締役会」は毎月1回開催し、業務執行の決定と監督を行っております。また、臨時の取締役会は必要に応じて随時開催しております。ロ. 常勤の取締役及び執行役員等で構成される「経営執行会議」は、取締役会の決定した経営の基本方針と戦略に則り、日常の業務執行の統制及び管理を行っております。

ハ. 両会議で審議または報告される事項は、事務局である総務部に各部門（子会社を含む）より伝達されます。

ニ. 両会議で決議等した重要事項については、「適時開示規則」に則り、情報取扱責任者及び総務部で開示の要否を判断しております。また、開示の必要があると判断した場合、総務部が開示資料を作成し財務部等の開示事項関連部門長のレビューを受け、取締役会または代表取締役社長の承認を得た後、速やかに開示しております。

ホ. 決算数値に関する開示事項は、財務部が作成しております。また、定性的情報に関する文章は、総務部が各関連部署より提示される根拠資料をもとに作成しております。

ヘ. 監査役は、開示される企業情報の透明性と信頼性を確保するために、取締役または執行役員が適切な情報開示の体制を構築し運用しているかを監視しております。

ト. 内部情報の管理及び内部者取引の未然防止のための「内部者取引管理規則」を定めております。当規則では各部門長を情報管理者とし、重要情報が発生または発生する恐れがある場合、直ちに情報管理責任者に報告することとしております。また、役職員が当社株式等を売買する場合、情報管理責任者の事前承認が必要であります。その情報管理責任者は適時開示を担当している情報取扱責任者を兼務することにより、実効性を高めております。

チ. 内部監査は、代表取締役社長に直属の監査室を置き、業務監査を実施しております。

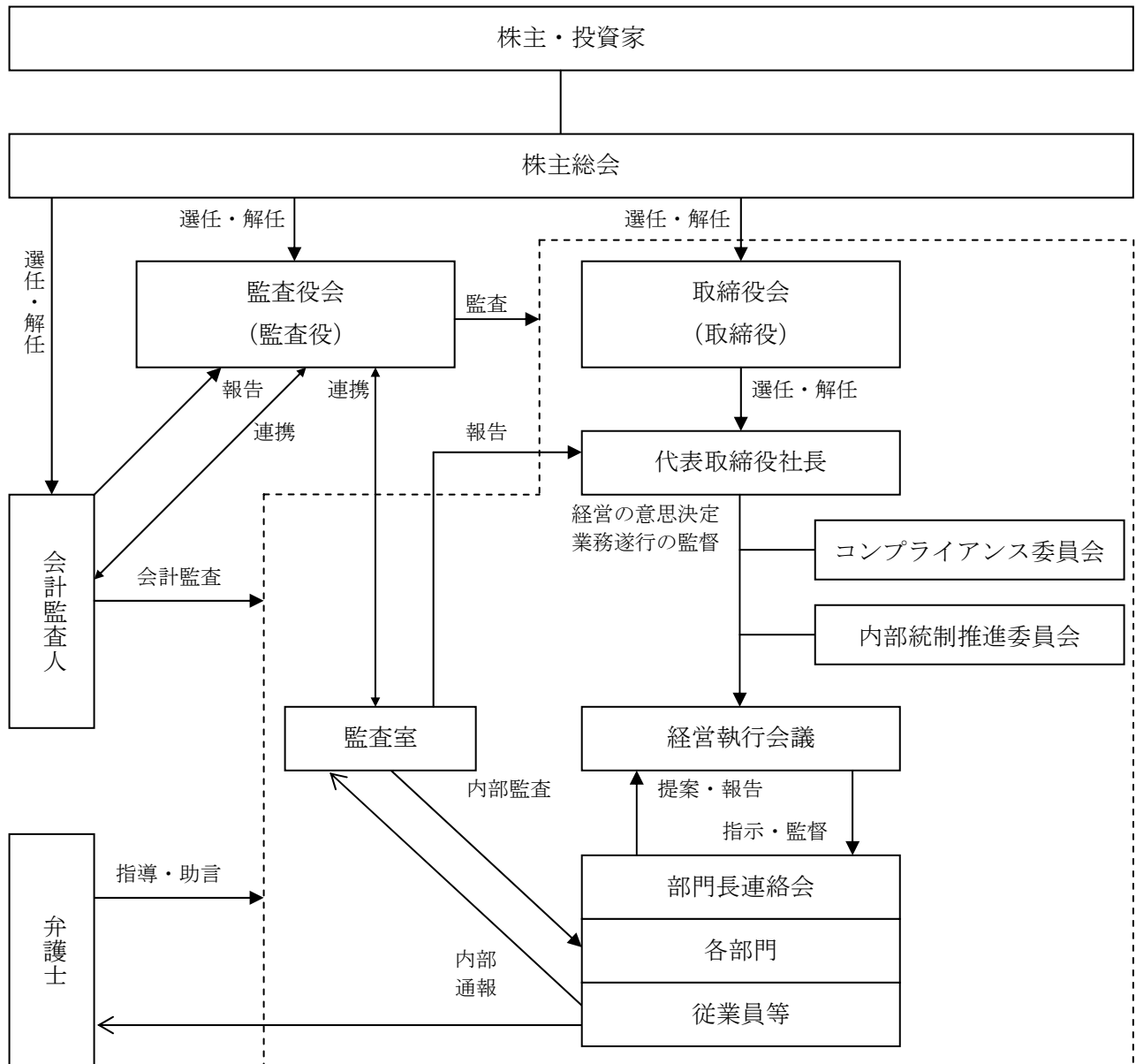
以上の模式図は、別添2の通りです。

(3) 適時開示情報等の公表

適時開示規則に該当する情報については、東京証券取引所への事前説明を行った上で、同取引所が提供する「適時開示情報伝達システム」（TDnet）を利用して開示しております。

また、公平な情報開示を行うため当社のホームページにおいて開示情報や投資者の投資判断に役立つ情報を可能な限り掲載していく所存であります。

【別添 1】



【別添2】

